

委第1号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年9月21日

提出者 議会運営委員長 大久保 勝 弘

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、議長は、議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （常任委員会の名称，委員の定数，所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条（略） （1）－（4）（略）</p> <p>2 議員は，少なくとも1の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。<u>ただし，議長は，議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>	<p>第1条（略） （常任委員会の名称，委員の定数，所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条（略） （1）－（4）（略）</p> <p>2 議員は，少なくとも1の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>